資料１

入札説明書

水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託

令和８年３月

大阪市水道局

入札説明書

次のとおり、大阪市告示第 15 号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。
令和８年３月 24 日

１　入札に付する事項

（１）案件名称：水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託
（２）履行期間：契約日から令和 15 年 12 月 31 日まで
（３）履行場所：本市指定場所
（４）案件概要：本業務は、稼働から 13 年以上が経過し、更新時期が到来している水道料金等に係るシステムを再構築するにあたり、現行の４つのシステムを統合し、保守費用の圧縮、改修対応の迅速化を図るとともに、機能の最新化・高度化によりさらなる業務の効率化を図るものである。
（５）入札方式：本業務の入札は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第３項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の２第１項に基づく総合評価一般競争入札を適用する。

２　担当

（１）契約担当
大阪市水道局総務部管財課
〒559-8558　大阪市住之江区南港北２丁目１番 10 号　ＡＴＣビルＩＴＭ棟９階
電話　06-6616-5461　電子メール：tyoutatu@suido.city.osaka.lg.jp
（２）事業担当
大阪市水道局総務部お客さまサービス課
〒559-8558　大阪市住之江区南港北２丁目１番 10 号　ＡＴＣビルＩＴＭ棟９階
電話：06-6616-5472

３　入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。
（１）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること
（２）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
（３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
（４）令和７・８・９年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「10 情報処理 01 情報処理」で登録していること
なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を契約担当（２－（１）に同じ）に行えば、当該審査を行う。
ただし、令和８年４月６日（月）までに資格審査申請を行わない場合は入札に参加することができない。
（５）JIS Q 27001（ISO27001）に準拠した ISMS 認証を取得していること
（６）国、地方公共団体又は水道事業体が発注する水道料金システムの開発又は構築業務について、次のア及びイに掲げる契約履行実績を有すること。なお、当該受託契約の給水人口が 50 万人以上である実績であること。
ア　開発（構築）を実施した実績を有すること（業務が完了しているものに限る。）
イ　運用保守を１年以上実施した実績を有すること（契約期間が複数年に及ぶ実績の場合は、現在履行中であっても１年以上の期間履行されていれば、その契約の実績と認める。）
（７）現在契約している「水道料金システム等の再構築に係る調達支援等業務委託」の受注者（本市か

ら再委託等の承諾を得た者も含む。）及びこの受注者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第８条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を有する会社に該当しないこと

４　開札までの手続等に関する事項

（１）入札参加申請

ア　交付資料（入札説明書等）

資料１　入札説明書
資料２　業務委託設計書
資料３　提案書作成要領
資料４－１　落札者決定基準
資料４－２　技術評価項目一覧表
資料４－３　機能一覧（提案書用）
資料５　業務委託契約書（システム運用・保守用）
様式
総合評価一般競争入札参加申請書（様式１）
総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式２）
事業者業務実績及び資格取得状況調書（様式３）
誓約書（様式４）
関係資料の閲覧依頼書（様式５）
関係資料の貸与依頼書（様式６）
提案書提出届（様式７）
仕様書等に関する質問票（様式８）
入札辞退届（様式９）

イ　交付期間

公告日から令和８年４月６日（月）まで

ウ　交付場所

水道局ホームページ上及び契約担当（２－（１）に同じ）

エ　入札参加申請書類

(ｱ) 総合評価一般競争入札参加申請書（様式１）
(ｲ) 総合評価一般競争入札参加資格審査申請書（様式２）
(ｳ) 事業者業務実績及び資格取得状況調書（様式３）
(ｴ) JIS Q 27001（ISO27001）に準拠した ISMS 認証に関する認定証等の写し
(ｵ) 事業者業務実績に関する契約書等の写し
(ｶ) 誓約書（様式４）

オ　受付期間

４－（１）－イに同じ

カ　受付方法及び受付場所

契約担当（２－（１）に同じ）に持参又は大阪市水道局契約規程（昭和 42 年大阪市水道事業管理規程第７号。以下「契約規程」という。）第 23 条第２項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）により、令和８年４月６日（月）午後５時 30 分までに必着のこと

なお、郵便等による提出は、書留郵便等送付の記録が残る方法によること。

（２）入札参加資格の審査及び通知

ア　入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和８年４月 20 日（月）に通知する。

イ　入札参加資格を認められなかった申請者には、理由を付して通知する。

ウ　入札参加資格を認められた申請者には、同日より契約担当（２－（１）に同じ）において入札書を交付する。

（３）入札参加資格を認められなかった申請者に対する理由の説明

入札参加資格を認められなかった申請者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

説明を求める場合は、令和８年４月 28 日（火）午前 10 時までに書面を契約担当（２－（１）に同じ）に提出しなければならない。郵便等による提出の場合は、同日時までに書留郵便等送付の記録が残る方法により契約担当（２－（１）に同じ）宛て必着のこと

説明を求められたときは、令和８年５月 15 日（金）に書面で回答する。

（４）質問事項の受付、締切及び回答

ア　「業務委託設計書」（資料２）の内容等についての質問は、「仕様書等に関する質問票」（様式８）に記載し、持参、郵便等又はメールにより提出すること。また、メールでの提出の場合、件名を「【質問】水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託」とし、契約担当（２－（１）に同じ）宛て送信のうえ、電話で受信確認を行うこと

イ　質問の受付は、公告日から令和８年４月 27 日（月）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時 30 分までの間（ただし、午後０時 15 分から午後１時までの間を除く。）とし、郵便等による場合は、受付期間内に必着のこと。なお、締切以降の質問については受け付けない。

ウ　受け付けた質問に対する回答については、令和８年５月 13 日（水）から令和８年７月６日（月）まで水道局ホームページの「水道局入札契約のお知らせ」に掲載する。

なお、質問に対する回答のほか、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札日時までに内容を確認すること。

（５）関係資料の閲覧について

本市セキュリティ関係情報を含むため、大阪市ホームページに掲載できない資料で本件提案書作成のために必要と思われる資料については、本市にて閲覧できる期間を設ける。

ア　閲覧条件

閲覧資料については、本市セキュリティ関係情報を含むため、閲覧を希望する場合は、入札参加資格を認められた者のうち「関係資料の閲覧依頼書」（様式５）を本市に提出した者であることを条件とする。

イ　受付期間

令和８年４月 20 日（月）から令和８年５月 27 日（水）までの午前９時 30 分から午後５時までの間（休日及び午後０時 15 分から午後１時までの間を除く。）

ウ　受付場所

契約担当（２－（１）に同じ）

エ　閲覧期間

令和８年４月 20 日（月）から令和８年５月 27 日（水）までの午前９時 30 分から午後５時までの間（休日及び午後０時 15 分から午後１時までの間を除く。）において、上記閲覧条件を満たす者につき、１日を限度として、５名以内での閲覧を許可する。

なお、閲覧にあたり待機を要請する場合がある。

オ　閲覧場所

契約担当（２－（１）に同じ）

カ　閲覧資料

(ｱ) 現行システムの設計書（抜粋）・帳票様式

(ｲ) 大阪市水道局情報セキュリティ対策基準

(ｳ) 大阪市水道局情報通信ネットワーク管理要綱

(ｴ) 大阪市水道局情報システム統合基盤運用要綱

(ｵ) 情報システム統合基盤情報セキュリティ実施手順

キ　閲覧における注意事項

(ｱ) 資料のコピー及び撮影は行わないこと

(ｲ) 資料を参照してのメモは許可するが、作成したメモ及びメモに含まれる情報については「関係資料の閲覧依頼書」（様式５）の遵守事項に基づき適切に取り扱うこと

(ｳ) その他閲覧において職員の指示に従うこと

(ｴ) 閲覧中は職員が常時立ち会いを行い、不適切な行為等を確認した場合は閲覧を中止するので

注意すること

（６）関係資料の貸与について

検討段階の資料を含むため、本件提案書作成に必要と思われる資料については、貸与期間を設ける。

ア　貸与条件

貸与を希望する場合は、入札参加資格を認められた者のうち「関係資料の貸与依頼書」（様式６）を本市に提出した者であることを条件とする。

イ　受付期間

４－（５）－イに同じ

ウ　受付場所

契約担当（２－（１）に同じ）

エ　貸与期間

上記貸与条件を満たす者に資料を貸与する。

なお、令和８年５月 28 日（木）までに貸与資料を返却すること

オ　貸与資料

(ｱ) 水道料金に関する資料

(ｲ) 大阪市水道局情報セキュリティ管理規程

(ｳ) 大阪市水道局ソフトウェアライセンス管理要綱

(ｴ) 大阪市水道局データ保護管理要綱

(ｵ) 大阪市情報システム調達における SLA ガイドライン

（７）入札の日時及び場所等

ア　入札書等受付日時

令和８年５月 28 日（木）午後１時 30 分から午後２時まで

ただし、郵便等による入札の場合は令和８年５月 27 日（水）午後５時 30 分までに契約担当（２－（１）に同じ）宛て必着のこと

なお、この場合は二重封筒を用い、表封筒に入札案件名称を明記するとともに「入札書在中」と朱書きのうえ契約担当（２－（１）に同じ）宛て親展とし、内封筒に「入札書」、「提案書」と記載し、入札書と提案書を別封筒にすること

なお、郵便等による提出は、書留郵便等の送付の記録が残る方法によること

イ　開札の日時

令和８年５月 28 日（木）午後２時

ウ　開札の場所

大阪市水道局総務部管財課入札室（２－（１）に同じ）

エ　再度入札

開札の結果、予定価格の範囲内で有効な入札がないときには、再度入札を行う場合がある。ただし、１回目の入札において、無効となった者は、再度入札に参加することができない。また、再度入札に参加できない場合は辞退したものとみなす。なお、再度入札は１回目の入札と同日に行うが、方法等については、契約担当（２－（１）に同じ）の指示に従うこと

（８）入札に参加することができない者

ア　入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

イ　入札参加資格を認められた者で、入札参加資格審査結果通知時から開札時までの間において、「３　入札参加者の資格に関する事項」の要件を満たさなくなった者

（９）入札保証金等

ア　入札保証金（見積もった契約希望金額の 100 分の３以上）　免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）の 100 分の３に相当する違約金を徴収する。

イ　契約保証金　要

ただし、契約規程第 34 条第１項に該当する場合は、免除する。

ウ　保証人　不要

(10) 入札方法等に関する事項

ア　紙入札により行う。

イ　落札者の決定は総合評価一般競争入札方式で行うので、入札参加者は入札書及び提案書等を作成し、提出しなければならない。

　入札書の提出にあたっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者又は受任者の役職名及び氏名を記入し、大阪市使用印鑑届で届け出た印を必ず押印すること

ウ　入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

エ　落札者の決定にあたって、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること

オ　入札書の金額欄には、総額（本業務に要する一切の諸経費を含めた金額）を記載すること

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア　契約規程第 26 条第１項に該当する入札

イ　同一入札において、他の入札参加者の代理人を兼ね又は２人以上の代理人として入札したときはその全部の入札

ウ　本市が交付した入札書を用いないでした入札

エ　申請書類に虚偽の記載をした者の入札

オ　再度入札の場合にあっては、前回最低入札価格以上の価格でした入札

カ　落札決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札

(12) 入札の中止等

次の事項が生じた場合には、入札を延期し、若しくは入札を取り止めることがある。

なお、これらにおける損害は、入札参加者の負担とする。

ア　入札参加者がなかった場合

イ　入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

ウ　入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたとき。

(13) 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退する場合、開札日時までに、「入札書」及び「入札辞退届」（様式９）を契約担当（２－（１）に同じ）宛て提出すること

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

5　委託範囲等に関する事項

「業務委託設計書」（資料２）のとおり

6　提案書等に関する事項

（１）提案書等提出の日時及び場所

ア　受付日時：４－（７）－アに同じ

イ　受付場所：４－（７）－ウに同じ

　ただし、郵便等による入札の場合は令和８年５月 27 日（水）午後５時 30 分までに契約担当（２－（１）に同じ）宛て必着のこと

（２）提案書等の記載内容

提案書等の記載内容・要領については、「提案書作成要領」（資料３）に基づくこと

（３）提出書類

提案書等については、次のものを必要部数作成し、あわせて電子媒体も作成すること

ア　提案書　（正本１部と副本１部）
イ　提案書のデータを記録した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）（表面に入札参加者の商号又は名称があるもの１枚と無いもの１枚）

（４）提案書等の拘束力

採用された提案書については、契約書に添付するため、記載されている事項の実施を前提とすること。

（５）提案書等の取扱い

提出された提案書は、関係法令等に定めがある場合を除き、技術審査以外に提出者に無断で使用することはない。ただし、落札者の提案内容については、他者に比べ優位な点を公表することがある。

また、提出された提案書は返却しない。なお、提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

7　落札者の決定方法等に関する事項

（１）落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、本市にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価である「技術評価点」に入札価格の評価である「価格評価点」を加算する総合評価落札方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、合計点である「総合評価点」の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、学識経験者の意見を踏まえたうえで、公平かつ客観的に行うものとする。

（２）落札者決定基準

「落札者決定基準」（資料４－１）のとおり

（３）入札結果の公表等

入札結果については、水道局ホームページにおいて公表するものとする。また、結果の通知については、各入札参加者に書面により通知する。

（４）落札者の公表等

落札者については、大阪市公報により公示するものとする。

8　契約に関する事項

本件に関する契約条項については、「業務委託契約書（システム運用・保守用）」（資料５）のとおりである。落札者と契約を結ぶ場合の契約条件については、「業務委託設計書」（資料２）のとおりとし、詳細については契約時に定める。

9　その他

（１）この調達は、WTO に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
（２）契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨
（３）契約書作成の要否　　要
（４）一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。
（５）業務委託設計書及び関係図書等の内容を十分確認した上で入札参加を行うこと
（６）交付資料について、本市の許可を得ることなく無断で使用することを認めないものとする。
（７）落札者または契約の相手方に決定された時は、遅滞なく、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書（両面印刷）を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。また、当該誓約書を提出しなかった場合は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づき停止措置を行う。
（８）落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第 30 条第２項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められ

るときは、契約の締結を行わないものとする。
（９）契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
(10) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
(11) 本件入札の執行は、令和８年度予算が大阪市会において議決され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。
(12) その他、本件入札の執行は、地方自治法、地方自治法施行令、契約規程及び大阪市競争入札参加者心得の定めるところによる。

【元請負人（契約相手方）用】

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第７条第２号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第７条各号に規定する下請負人等が、条例第２条第２号又は規則第３条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：

大阪市契約担当者　様

年　　月　　日

所　在　地
（フリガナ）
商号又は名称
（フリガナ）
代表者の氏名

代表者の生年月日　　年　　月　　日生

受 任 者 名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第８条　市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと

(2)　入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと

(3)　有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること

(4)　公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

(5)　暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと

(6)　公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること

(7)　公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること

(8)　前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

２　市長は、前項各号（第３号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

３　市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2)　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3)　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5)　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6)　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【元請負人（契約相手方）用】

記載例

誓　約　書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第２条第２号又は規則第３条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第７条第１号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓
6	私が使用す 提 出を求められ
7	私が使用す 各 号に該当する よ り判明し、大 を 受けた場合は

『大阪市入札参加有資格者名簿』に登録されている内容のとおり記載してください

支店登録をしている場合は「所在地」「商号又は名称」「受任者」に支店情報を記載してください

案件名称：

大阪市契約担当者　様

年　　月　　日

所　在　地　　大阪市中央区△△１－１－１
（フリガナ）　　カブシキガイシャ　マルマル　オオサカシテン
商号又は名称　　株式会社　〇〇　大阪支店
（フリガナ）　　ケイヤク　タロウ
代表者の氏名　　契約　太郎

代表者の生年月日　　昭和××　年　12　月　20　日生

受 任 者 名　　大阪　花子